

スポーツ芸術

国体公開競技として、牛窓の海遊文化館と長船の備前長船刀剣博物館を会場にスポーツ芸術を開催。これは、芸術作品の展示や伝統文化の上演などを行い、大会を盛り上げ、地元の上演や文化芸術を全国に紹介するもの。海遊文化館では、9月1日～10月31日、企画展「瀬戸内の風に乗って―朝鮮通信使の大船団来航―」を開催。備前長船刀剣博物館では、8月10日～10月10日、企画展「百錬鍛刀」を、さらに10月13日～11月23日、特別展「お守り刀展」を開催しています。



海遊文化館の展示



備前長船刀剣博物館の展示



国体推進室長
安藤 千秋

「あなたがキラリ☆」のスローガンのもと、岡山県で43年ぶり2度目の開催となる第60回国体体育大会「晴れの国おかやま国体」夏季大会は、全国各地から選手・監督や役員をはじめ多くの皆さんをお迎えし、熱い戦いを繰り広げ、選手は言うまでもなく、観戦する人たちにも素晴らしい出会いと感動、そしてたくさんのさわやかな思い出を残して盛況のうちに幕を閉じることができました。

瀬戸内市では、成年男女のサッカー競技（9月9～12日）とセーリング競技全種目（9月10～13日）を開催しました。

この大会は、「市民と選手の皆さんとの心のふれあいのある大会」となることを目指し「花いっぱい運動」「一区一都道府県応援運動」など、多くの市民の皆さんの積極的なご支援とご協力をいただいていた開催でした。

選手の皆さんも、「晴れの国おかやま国体」の大会愛称のとおり大会期間中好天に恵まれ、豊かな自然の中、郷土の代表として自分の持てる力を十二分に発揮していただけたものと確信しています。

直前に台風の上陸というアクシデントもありましたが、関係者の懸命の努力で大会を迎えることができました。セーリング競技では、大会2日目に秋篠宮同妃両殿下のお成りを賜り、競技をご覧いただき、観衆の皆さんもこの上ない喜びを味わうことができました。

また、国体を必ず成功させようという一つの目標に向かって集結した市民の「人の和」とその大きな力に感動するとともに、新生「瀬戸内市」にとってこの大会を通して得られた貴重な体験や新しい出会いは、今後のまちづくりにつながる大きな財産になったと思います。

大会を最後まで支えてくださった役員・補助員・市民ボランティアの皆さん、関係者すべての皆さんに心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました！

介護保険制度の一部改正 10月から

施設サービスなどの「居住費」「食費」が全額自己負担に

介護保険制度は、皆さんの保険料と公費（税金）で支えられています。高齢社会の進展で介護サービス費用が増大するなか、高齢者の皆さんが負担している保険料の急激な上昇を抑え、持続可能な制度としていくためには、給付の効率化・重点化を図ることが必要です。

このため、介護保険制度が改正され、平成18年4月から実施されます。今年10月利用分から「負担の公平性」という観点で、介護保険施設等の「居住費」「食費」が一部見直され、在宅の人と同様保険給付対象外となり、利用者が負担することになりました。

◆保険給付の見直しに伴う低所得対策（負担限度額認定）

低所得者のサービス利用が困難にならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられ、保険給付の対象外となる居住費（滞在費）や食費の自己負担が軽減されます。

低所得で10月に施設入所・ショートステイを利用する人には、負担限度額認定申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付しています。今後、施設入所・ショートステイを利用するときには、申請手続が必要です。入所施設か市介護保険課にご相談ください。

利用者負担段階区分

		対象者
所得の低い人	第1段階	・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者など
	第2段階	・市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人など
	第3段階	・市町村民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の人など（課税年金収入額が80万円を超え266万円未満の人など）
第4段階		・上記以外の人（市町村民税課税世帯）

居住費と食事の負担限度額

()内は月額概数

	1日当たりの負担限度額			1日当たりの基準費用額	
	第1段階	第2段階	第3段階		
多床室(相部屋)	0円(0円)	320円(1.0万円)	320円(1.0万円)	320円(1.0万円)	
従来型個室	①特養など	320円(1.0万円)	420円(1.3万円)	820円(2.5万円)	1,150円(3.5万円)
	②老建・療養など	490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)	1,640円(5.0万円)
ユニット型準個室	490円(1.5万円)	490円(1.5万円)	1,310円(4.0万円)	1,640円(5.0万円)	
ユニット型個室	820円(2.5万円)	820円(2.5万円)	1,640円(5.0万円)	1,970円(6.0万円)	
食費	300円(1.0万円)	390円(1.2万円)	650円(2.0万円)	1,380円(4.2万円)	

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。※なお、施設には平均的な居住費用(=基準費用額)と上表の負担限度額の差額が、補足給付として介護保険から給付されます。

◆利用者負担段階第4段階の人の特例(特例減額措置)
利用者負担第4段階の人は、居住費(滞在費)や食費の負担が軽減されませんが、高齢夫婦世帯で、

夫婦のどちらか一方が施設の個室に入所して食費・居住費を負担した結果、在宅で生活している配偶者が生活困難に陥らないよう、利用者負担段階を第3段階に変更する特例措置が講じられます。(特例措置を受けるためには、手続きが必要になります。市介護保険課にご相談ください)

対象者は次の要件すべてを満たす人

- ①市町村民税課税者がいる高齢夫婦などの世帯(單身世帯は含まない)
 - ②世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」、「ユニット型準個室」か「従来型個室」に入り、利用者負担第4段階の居住費・食費の負担を行っていること
 - ③世帯の年間収入から、施設の利用者負担(1割負担、居住費・食費の年額合計)を除いた額が80万円以下となること
 - ④世帯の預貯金などの額が450万円以下であること
 - ⑤日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
 - ⑥介護保険料を滞納していないこと
- 問い合わせ先
市介護保険課
☎0869-2615926